

報 告 第 2 6 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年11月30日提出

新居浜市長 石川 勝 行

令和3年度新居浜市一般会計補正予算（第7号）

写

専決第13号

# 処 分 書

令和3年度 新居浜市一般会計補正予算(第7号)について

令和3年度新居浜市一般会計補正予算(第7号)を次のとおり定める。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年10月18日

新居浜市長 石川 勝 行

## 令和3年度 新居浜市一般会計補正予算(第7号)

令和3年度新居浜市一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ222,600千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53,752,789千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。



歳 出

千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 衛生費		5,033,929	10,000	5,043,929
	1. 保健衛生費	2,277,943	10,000	2,287,943
7. 商工費		3,686,202	212,600	3,898,802
	1. 商工費	3,686,202	212,600	3,898,802
歳出合計		53,530,189	222,600	53,752,789

歳入歳出予算補正

( 歳 出 )

千 円